第三十七条の六第五項中「前項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「とき」を「場合（第三項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）に」に、「、総会の」を「、その請求に係る役員に対し、総会の」に、「、その請求に係る役員に対し、前項の」を「当該」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　第一項の規定による解任の請求があつた場合（第四項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、金庫は、その請求を総会の議に付し、かつ、その請求に係る役員に対し、総会の会日の七日前までに第四項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

7　前項に規定する場合には、金庫は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る役員の承諾を得て、第四項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第三十七条の六第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十一条の二第三項中「この条及び第六十二条の四第三号において」を削り、同条第十三項中「「監事」を「、「監事」に改める。

第四十五条第四項中「理事は」を「第一項の規定による解任の請求があつた場合（第二項の規定による書面の提出があつた場合に限る。）には、理事は、その参事に対し」に、「、その参事に対し、第二項の」を「当該」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による解任の請求をする会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十五条に次の二項を加える。

6　第一項の規定による解任の請求があつた場合（第三項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。）には、理事は、その参事に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7　前項に規定する場合には、理事は、同項の規定による書面の送付に代えて、政令で定めるところにより、その請求に係る参事の承諾を得て、第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

第四十七条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「が」を「次項において同じ。）が」に、「決定しなければ」を「決しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4　前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法（内閣府令・厚生労働省令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十九条第一項中「この条」の下に「から第四十九条の三まで」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　会員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四　会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

第四十九条第二項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

第四十九条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、当該書面による通知を発したものとみなす。

4　前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

第四十九条の次に次の見出し及び二条を加える。

（総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第四十九条の二　理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び会員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2　理事は、前条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第四十九条の三　理事は、第四十九条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2　理事は、第四十九条第三項の承諾をした会員に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3　理事は、第一項に規定する場合には、第四十九条第三項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4　理事は、第一項に規定する場合において、第四十九条第三項の承諾をしていない会員から総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

第四章第七節中第五十四条の次に次の五条を加える。

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第五十四条の二　金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（第五十四条の四第二項において「総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により会員（個人会員を除く。次条から第五十四条の六までにおいて同じ。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一　総会参考書類

二　議決権行使書面

三　第四十一条第五項の計算書類及び業務報告

四　第四十一条の二第五項の計算書類及び業務報告